

議案第 34 号

市川市農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数を定める条例の制定について

市川市農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数を定める条例を次のように定める。

平成 28 年 12 月 2 日提出

市川市長 大久保 博

市川市条例第 号

市川市農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数を定める条例

(趣旨)

第 1 条 この条例は、農業委員会等に関する法律（昭和 26 年法律第 88 号）第 8 条第 2 項及び第 18 条第 2 項の規定に基づき、市川市農業委員会（以下「農業委員会」という。）の委員及び農地利用最適化推進委員の定数を定めるものとする。

(委員の定数)

第 2 条 農業委員会の委員の定数は、10 人とする。

(農地利用最適化推進委員の定数)

第 3 条 農業委員会の農地利用最適化推進委員の定数は、6 人とする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の規定は、農業協同組合法等の一部を改正する等の法律（平成27年法律第63号）附則第29条第2項の規定によりなお従前の例により在任するものとされた農業委員会の委員の任期満了の日（選挙による委員の全員が全てなくなったときは、そのなくなった日）（以下「旧委員の任期満了の日」という。）までの間においては、適用しない。

（市川市農業委員会の選挙による委員の定数条例の廃止）

3 市川市農業委員会の選挙による委員の定数条例（昭和29年条例第14号）は、廃止する。

（市川市農業委員会の選挙による委員の定数条例の廃止に伴う経過措置）

4 前項の規定による廃止前の市川市農業委員会の選挙による委員の定数条例の規定は、旧委員の任期満了の日までの間、なおその効力を有する。

理 由

農業委員会等に関する法律の改正に伴い、農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数を定めるとともに、市川市農業委員会の選挙による委員の定数条例を廃止する必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。